

# 精華町教育委員会会議 議事録

令和7年（第7回）

1 開 会 令和7年7月22日(火) 午後2時00分  
閉 会 令和7年7月22日(火) 午後3時15分

2 場 所 精華町役場 3階 301会議室

3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者  
麻生委員 久保委員 高橋委員

4 欠席委員 なし

5 出席事務局職員

松井教育部長  
藤総括指導主事  
山崎学校教育課長  
小笠原生涯学習課長  
高鍋学校教育課課長補佐

6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第7回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第6回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和7年第6回教育委員会会議の議事録について説明。

**【採 決】**

・ 全員承認

### (3) 教育長報告事項

7月3日、4日、全国町村教育長会の常任理事会に出席し、併せて国への要望活動も行った。

7月4日、東光小学校の6年生が、大阪・関西万博へ社会見学へ行った。パビリオンや大屋根リングを見学し、元気に帰ってきたと校長から報告を受けている。

7月11日、教育委員にも出席いただいた相楽地方教育委員会連絡協議会の研修会があった。また、同日にオンラインで京都府の教育長会議も開催された。

7月14日、文部科学省初等中等教育局による全国市町村教育長を対象とするオンライン会議があり、中央教育審議会の答申を踏まえた教員の働き方改革等についての説明があった。

最後に、現在試行的に実施している山田荘小学校の水泳指導業務委託について、校長先生等から良い評価をいただいている。今後どのようにしていくか方針をまた相談していきたい。

#### 【委員からのご意見】

松 下 委 員 今年度の水泳指導業務委託は、登美ヶ丘駅前の事業者が行っているが、町内の民間事業者を利用できないか検討が必要だと思う。他の市町村も業務委託に動いていると思うので喫緊の課題として取り組まなければならない。

学校教育課長 町内の事業者を含めて施設を検討しているが、既に町外の学校が利用されてるケースもある。事業者においては、通常営業日に学校の授業を入れられず、定休日を学校の授業に充てている状況である。町内を含め近隣の施設に当たっているところであるが、今年度の事業の検証も必要だと思う。限られた授業の時間数の中で実施するため、場所が絞られてくるので、事業者の受入れ状況も踏まえて、今後、事業を拡大していくか方向性を出していきたい。

#### (4) 事務局からの諸報告

##### 教 育 部 長 1 児童生徒暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について

教職員が児童生徒を盗撮して、画像などをSNS上の教職員間のグループで共有して逮捕されたという事案の報道を受けて、文部科学省や京都府教育委員会から、服務規律の徹底についての通達があった。

この通達を受け、本町教育委員会としても、7月31日に臨時校長会を開催して、京都府教育委員会の通達に基づく内容を徹底したい。

通知には、主に5項目の内容が掲げられている。

まず、1項目と2項目であるが、教職員等による児童生徒性暴力等については、原則懲戒免職処分の対象であるということ、いま一度全ての教職員に周知すること、そして、児童生徒への性暴力等については、児童生徒の同意や暴行、脅迫などの有無を問わず許されないということ、これらについて校内研修などを通じて防止に向けた取組みを一層強めることとしている。

次に3項目と4項目だが、被害の未然防止のためには、教室やトイレ、更衣室などの定期的な点検を行うこと、そして教室などを常に整理整頓する中で、カメラなどを設置できない環境にすること。また、私的な端末で児童生徒を撮影することを禁止して、撮影する場合は学校所有の端末によって撮影することを徹底し、児童生徒の画像については、許可なく学校外へ持ち出すことを禁止することとしている。

最後に、5項目は、被害児童生徒や、その保護者などが安心して相談できる環境整備に努めていくことである。

#### 【委員からのご意見】

松 下 委 員 服務規律の関係で、1学期中に他市の学校で、事務職員が学校の資金を着服したという事件があった。この事件は当該学校だけではなく、その人が以前勤務していたところで

も同じようなことをしていたということである。学校は学年費や諸費などいろんなお金を扱っているが、それを学校の中でどのように処理しているのか。

学校教育課長 昨年度、町の定期監査があり、学校の徴収金についても適正に管理されているか現地調査が行われた。

学校の徴収金については、通帳管理、金庫・鍵の所在、帳簿等の関係を調査された。改善すべき点については、監査委員から指摘事項をいただいております、今年度の校長会で報告している。秋頃を目途に再度点検するようお願いと徹底をしている状況で、今後、どのように改善されているか教育委員会でも確認する必要がある。

教 育 長 この事件を受けて、直後の校長会で、私からも適切な管理を徹底するように話をした。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

6月の問題事象は0件。

不登校の児童数は19名。

(2) 中学校

6月の問題事象は1件。

不登校の児童数は31名。

3日以上欠席については、前月から比較すると、小・中学校ともに増加しており、前年度に不登校であった児童生徒が、4月当初は頑張ってお登校をしていたが、疲れを感じ欠席をする傾向が見える。

また、件数には表れていないが、別室登校の整備や指導員の配置が増えたことによって、定期的な登校や面談ができるようになり、不登校支援の成果の報告も聞いている。

## 【委員からのご意見】

麻生委員 先日、オンラインで市町村教育委員会研究協議会に出席し、研究分科会の中で不登校対策のテーマを選んだが、他市町村の方から不登校の子を持つ保護者の会について、どのような方式でやっているのかという質問を受けた。他の市町村にはこのような取組みはなく、取組みの結果を楽しみにしているというコメントをいただいた。8月に実施する予定であるが、希望者数などどのような状況か。

総括指導主事 現在、6名の参加者が集まっており、まずは第1回目を実施してみようと考えている。そこでは、スクールカウンセラーの先生方に来てもらい、世話係の方々と共にお話をしてもらおう計画である。

麻生委員 他市町の方も困っており、期待されている取組だと思う。  
その他の話として、PTAなどで保護者が学校に集まる機会がある時に、開始前に保護者の人たちが集まりやすいようにカフェみたいな場所を作り、そこで保護者の方が集まって、悩みを話し合うような場をつくるということと、だんだんPTAがなくなっているということなどの話を聞いていろんなことを考えさせられた。

もう一つ質問を受けたのが、児童生徒のSOSを早期に発見するため、ICTを活用した心の健康観察の導入を検討しているとのことであるが、これはどのようなものか。

総括指導主事 コロナ禍のときに、児童生徒の健康観察を実施する中で、その日の体調や発熱の具合を紙媒体で行っていたが、コロナ禍が明けて、朝の学活で時間が限られる中、教師が用紙を回収したり、判子を押したりすると、業務量が多くなるため取りやめた学校が多い。

しかしながら、町内の教育相談部会や養護教諭部会など

では、本町も不登校児童生徒の増加が課題として上げられている。

このような中で、児童生徒の健康観察を実施していくときに、今は1人1台端末のタブレットがあり、そのタブレットに今日の気持ちを聞く欄を設けている学校が1校ある。

自分の今日の気持ちを晴れ、曇り、雨の3つの評価にして、入力するだけで、備考欄にコメントも書けるようになっている。児童生徒が何かコメントを書いたときに、それを朝把握して、必ずその日のうちに担任や養護教諭など教育相談の者が声をかけて、本人の辛さやしんどさを聞くという取り組みをしており、モデルとしては非常に良いので、それをできるだけ町内全域に広げて取り組んでいきたいという意味合いである。

総括指導主事 2 重災害事故報告について  
6月の報告は0件。

総括指導主事 3 相楽地方中学校総合体育大会の結果について  
7月5日から12日に行われた大会の結果について、団体種目、団体戦について、各種目2位までに入った12チームが上位大会の山城大会に出場することとなった。

【委員からのご意見等】

松下委員 相楽大会の結果について、学校に部活動がないが、個人で競技へ参加して入賞されている生徒がおり、日頃どのように活動をしているのか。

総括指導主事 学校で所属している部活動とは別に、地域の社会スポーツクラブへ参加している生徒もいる。

個人種目への参加は、学校に部活動が設置されていない場合でも、学校長が許可した場合、中学校体育連盟は大会への

参加を認めている。

#### 総括指導主事 4 京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度について

京都府が現在検討を進めている新たな公立高等学校入学者選抜制度（案）について概要を次の5つのおり報告する。

まず1つ目は、制度見直しの背景と目的として、中学生がより安心して受検に臨めること、生徒の多様な力を多面的に評価すること、過度な受検負担の軽減を図ることを目的として実施されるものである。

2つ目に、選抜制度の大きな変更点が2点ある。

1点目は、選抜回数の見直しである。これまでの公立高等学校の回数は前期、中期、後期の3回の選抜を行っていたが、それを2回に再編し、前期選抜と後期選抜の2段階となる。

2点目は、前期選抜の新たな構成として、独自枠と共通枠の2つの選抜枠が設けられる。

独自枠は、各校が独自に定めた求める生徒像に基づき、面接、小論文、実技等によって、多面的に評価する。報告書（内申書）を用いない選抜方法の導入も検討中とのことである。

共通枠は、5教科の共通学力検査200点満点と中学校の報告書（内申書）195点満点により評価をする。こちらは現行の中期選抜に相当する。

生徒は独自枠のみ、共通枠のみ、または両方への志願が可能で、両方への志願をした場合、最大で4校4学科まで志願可能とされている。

3つ目は、受検機会の確保と負担軽減である。前期選抜で体調不良等により欠席した場合、追検査の実施を想定し、1週間程度の猶予を設けるなど検討されている。

選抜は原則2日間で実施され、1日目は共通学力検査、2日目は各校独自の検査を予定している。

志願手続の簡素化のため、電子出願の導入も検討されてい

る。

4つ目は、今後のスケジュールとして、令和9年度入学者選抜から適用することとなり、対象は現在の中学2年生からである。令和9年度入学者選抜の詳細については、令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜実施要綱で後日定められ、来年度に実施要綱等、最終決定したものが下りてくる予定である。

5つ目は、町内中学への影響と対応として、精華町内の中学校においても、進路指導、生徒の志願の観点から、丁寧な周知と説明が求められる。特に共通枠、独自枠の違いや報告書を使わない可能性があること、追検査の制度、志願方法の選択肢などについて、早期から指導体制を整えていく必要がある。教育委員会としても制度変更の情報提供、進路相談体制の充実、保護者説明支援等を進めていく。

#### 【委員からのご意見等】

教 育 長 合格決定方法の判定で、基本的に第1順位校が100%取らず、少し定員の隙間を空ける。第2順位も同じ学校を希望した生徒と、ほかの学校からその学校を第2順位で希望した生徒と判定して、そこで定員まで取る。ただ、定員割れをしている学校もあるので、それでも定員が空いてるところは第2志望で埋める。

前期選抜と中期選抜が一本化されたので、複雑さは減ったと思う。

松 下 委 員 基本は、前期選抜でほぼ決定していくということになるが、検査日が2月の中下旬で、合格発表が3月上旬で、これでほぼ決まることになり、卒業式のときに進路決定していない生徒は、少ししか残ってないということになる。

教 育 長 これに伴う問題だが、前期選抜が、恐らく今までより発表が早くなる。そうすると、中学校では発表後、卒業式までの

指導の期間が長くなるので、中学校長はそこをどうするか心配している。

入試日程が前へくれば、教育課程がこなし切れなくなる問題と、試験が終わった後の生徒指導上の困難があるということが懸念される。

松下委員 以前、卒業生のうちのほとんどが12月中に進路が決定していた学校があり、それは多くの生徒が私立の推薦枠を取って、公立を受ける生徒はごく僅かで、年を越えると進路が未決定の生徒が少ししかいないということであったが、今は前以上に私立が早く生徒を入学させようという動きがある。

久保委員 私学の無償化もあり、設備の面もあるが、私立に生徒が取られていく傾向にあると思う。

松下委員 京都は大学進学率も良いので、私立と公立のせめぎ合いという感じである。また、新しい情報あったら教えてほしい。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

(1) むくのきセンター体育館アリーナ天井耐震改修工事について

むくのきセンター体育館アリーナの天井は、つり天井の構造になっており、平成26年の建築基準法施行令の改正により、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井として、既存不適格の状態にあり、その耐震化が課題となっている。今年度、当初予算において耐震化工事の予算化を図っており、今年度実施する耐震工事の概要について報告する。

まず、整備スケジュールであるが、現在、入札関連事務を進めているところで、予定では8月の教育委員会で契約議案を提出し、その後、9月の町議会へ同じく契約

議案として提出する予定である。工期については、今年度の10月から3月までの半年間を見込んでいる。

施設概要について、今回工事を実施するのは体育館アリーナの面積1,632㎡部分である。

改修内容であるが、アリーナ部の天井の非構造部材の耐震改修で、つり天井を膜天井に変更するもので、面積は1,720㎡である。膜天井は、非常に薄いプラスチック製の膜を垂らし、デザイン性も加味して整備を行う。

また、つり天井を膜天井に変更することに伴い、天井に付随して設置されている照明器具、水銀灯及びナトリウム灯を撤去し、LED照明に変更し、天井に併設されている消防用設備も併せて改修する。

## (2) 青少年健全育成協議会の活動について

例年、8月の夏休み期間中に夏季健全育成のパトロールを実施していたが、今年度は、冬季に商業施設等での啓発活動へ変更する。

## (3) 精華町少年少女合唱団の活動について

### ①クロネコファミリーコンサート

令和7年8月7日(木)に実施される。このコンサートのために、7月19日には一緒に出演する宇治市少年少女合唱団と合同練習を行い、8月6日には大阪フィルハーモニー会館で前日リハーサルを行う。

### ②京都こども合唱祭

令和7年8月11日(月・祝)に、京都市右京ふれあい文化会館ホールで精華町少年少女合唱団ほか8団体の公演がある。

### ③合唱団の強化合宿

令和7年8月20日、21日で、1泊2日で宇治市の総

合野外活動センターアクトパル宇治にて合宿を行う。

(4) 文化財保存活用地域計画作成協議会

今現在、パブリックコメントを実施中で、それを受けて令和7年8月20日(水)に協議会を開催予定。

(5) 京都ハンナリーズ「UMEKOJI BLUE FESTIVAL オール京都の夏祭り」

8月30日(土)、京都市内の梅小路公園にて実施される。府内全市町村が京都ハンナリーズのホームタウンに加盟し、府内全市町村の出店により、イベントを実施するものである。

【委員からのご意見】

麻生委員 文化財保存活用地域計画のパブリックコメントの参加資格について伺いたい。せいかグローバルネットでは機関誌でパブリックコメントの案内をしているが、同団体は町内に事務所があるが法人化をしていない市民団体である。パブリックコメントの参加資格は精華町在住又は在勤の者ということであるが、ボランティアの会員として登録している人も対象であるか。

生涯学習課長 パブリックコメントは、町で実施に関する指針を定めていて、基本的に本町に在住、在勤の方が対象ということが明記されている。今回、生涯学習課で実施している文化財のパブリックコメントについても、その方針に従って実施している。ただ、今回の計画については、町内の住民の権利関係のような話ではなく、多方面からの意見を反映させていきたいというものであるため、パブリックコメントのしっかりとした対象ではないが、パブリックコメントに限らず、いろんな意見を直接もらってもいいのではないかと考えている。

(5) 後援関係

6月から7月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数17件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が17件で、社会教育係の担当が16件、社会体育係の担当が1件となっている。

(6) 8月の行事予定

まず、町立小・中学校の学校業務休止日は、8月10日から16日まで、2学期の始業式は8月27日である。

次に、教職員の研修として、8月1日に精華町人権教育研究会、8月21日に相楽地方人権教育研究連合会の夏季学習会がある。

また、8月13日と14日に町立図書館において「なりきり司書たいけん」の実施などがある。

(7) 閉会

教育長が第7回教育委員会会議の閉会を宣言。